

別表第1（第5条関係）

支出区分	支出基準額等
会費	会費又は実費相当額（10,000円を限度とする。）
弔慰	別表第2に定める基準の範囲内
慶祝、記念品	3,000円を限度とする。
見舞い	別表第2に定める基準の範囲内
激励	10,000円を限度とする。
渉外	社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とする。
その他	社会通念上妥当と認められる額とする。